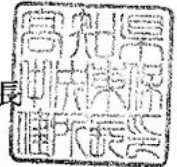




18高中保第758号
平成19年3月14日

(社) 高知県鍼灸マッサージ師会 会長 様
高知県視力障害者協会 会長 様
高知県視力障害者の生活と権利を守る会 会長 様

高知県中央東保健所長



ソフト整体&リラクゼーション元気堂野市店に関する要望書(平成19年2月22日付)について、次のとおり回答します。

平成19年2月7日(水)に「元気堂野市店」を訪問し調査及び指導を実施しました。

調査の冒頭、在店していた当該店舗の店長に対し、中央東保健所長あてに貴店舗の利用者の内に貴店舗でのソフト整体&リラクゼーションを受けた結果、健康被害が発生した旨を申し立てる者がおり、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく取り締まりの要望があった旨を説明したうえで、当該店舗の業務内容を聞き取り調査するとともに、法令及び「医業類似行為に対する取扱いについて(H3.6.28医事58厚生省健康政策局医事課長通知)」に基づく指導を行いました。

調査の結果、法令及び上記平成3年6月28日付け通知に違反している業務内容は現認されませんでした。調査時に上記通知文の写しを当該店長に手交し、関係法令の遵守について指導を行いました。

今回の調査にて確認したことは下記のとおりです。

- ① これまで同店舗において、ソフト整体&リラクゼーションを受けた者から、健康被害に関する苦情等の訴えはない。
- ② 現在、同店舗には、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の有資格者は勤務していない。
- ③ 同店舗を利用した者の情報(住所、氏名、年齢等)については、個表に記録し保管している。
- ④ 店舗の開設者(オーナー)から従業員に対して、平成3年6月28日付け通知の内容等については周知・指導がされている。

以上